



# 熊本県公報

第13217号  
令和5年(2023年)  
3月31日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○救急病院の認定	(医療政策課)	2
○供用廃止に係る本渡港港湾施設の概要	(港湾課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	3
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	(会計課)	4
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	( 〃 )	4
○熊本県土地利用基本計画の変更	(地域振興課)	4
○本渡港公有水面埋立しゅん功認可	(港湾課)	4
○被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定解除	(健康福祉政策課)	5
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道事業認可	(下水環境課)	6
○道路の供用開始	(道路保全課)	6
○道路の供用開始	( 〃 )	7
○道路の区域変更	( 〃 )	7
○道路の区域変更	( 〃 )	7
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定	(社会福祉課)	7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	8
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	8
○熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部の改正	(監理課)	8
○道路の供用開始	(道路保全課)	8
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	9
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )	9
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	9
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	9
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	10
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	10
○土砂災害警戒区域の指定	( 〃 )	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 〃 )	12
○八代港港湾施設の概要	(港湾課)	14
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	14
○熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程	(危機管理防災課)	14
○熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領	(監理課)	16
○道路の区域変更	(道路保全課)	16
○道路の区域変更	( 〃 )	16
○道路の区域変更	( 〃 )	17
○道路の区域変更	( 〃 )	17
○道路の区域変更	( 〃 )	18
○道路の区域変更	( 〃 )	18
○道路の供用開始	( 〃 )	19
○道路の供用開始	( 〃 )	19
○車両制限令第3条第1項第2号イに基づく道路の指定	( 〃 )	19
○車両制限令第3条第1項第3号に基づく道路の指定	( 〃 )	20
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい者支援課)	20
○するめいかに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量	(水産振興課)	20
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	21
<b>公 告</b>		
○基本測量の実施	(監理課)	21
○公共測量の終了	( 〃 )	21
○公共測量の終了	( 〃 )	21
○基本測量の実施	( 〃 )	22
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	22
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	22

- 建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定…………… ( // ) 22
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 23
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 24
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 24
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( // ) 25
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項…………… (県政情報文書課) 25
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 27
- 八代都市計画下水道の変更(八代市決定)…………… (都市計画課) 27
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 28
- 馬水地区沿道整備街路事業の終了認可…………… (都市計画課) 28
- 登 載 依 頼**
- 熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程…………… (監査委員事務局) 28
- 熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程…………… ( // ) 29
- 熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程…………… ( // ) 69
- 熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程…………… (警察本部広報県民課) 69
- 公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程の一部を改正する訓令…………… (学校人事課) 69
- 熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 69
- 熊本県教職員等記章規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 70
- 熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 70
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通企画課) 70
- 確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則…………… (警察本部交通指導課) 86
- 熊本県教育事務所処務規程及び熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 86
- 熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 86
- 熊本県教育庁教育情報化推進室設置規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 87
- 天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 87
- 熊本県教育庁英語教育推進室設置規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 128
- 熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程…………… (有明海区漁業調整委員会) 128
- 熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程…………… (内水面漁場管理委員会) 168
- 熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 208
- 熊本県病院局職員の職に設置に関する規程の一部を改正する規程…………… ( // ) 208
- 熊本県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程…………… ( // ) 208
- 熊本県病院局事業管理者の保有する保有個人情報の開示等に関する規程…………… ( // ) 209
- 熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する規程…………… ( // ) 209
- 熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程…………… ( // ) 209
- 熊本県病院局事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を廃止する規程…………… ( // ) 209
- 正 誤**
- 令和5年(2023年)3月3日熊本県公安委員会規則第1号(熊本県公安委員会個人情報の保護に関する法律施行規則)中…………… (警察本部広報県民課) 210

**告 示**

**熊本県告示第301号**  
 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
 令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
-----	-------	---------

熊本整形外科病院	熊本市中心区新屋敷一丁目17番1号	令和5年(2023年)5月3日から 令和8年(2026年)5月2日まで
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目1番1号	令和5年(2023年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
くまもと森都総合病院	熊本市中心区大江三丁目2番65号	令和5年(2023年)4月3日から 令和8年(2026年)4月2日まで

熊本県告示第302号

次の港湾施設の供用を令和5年(2023年)4月1日に廃止するので、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、その概要を公示する。

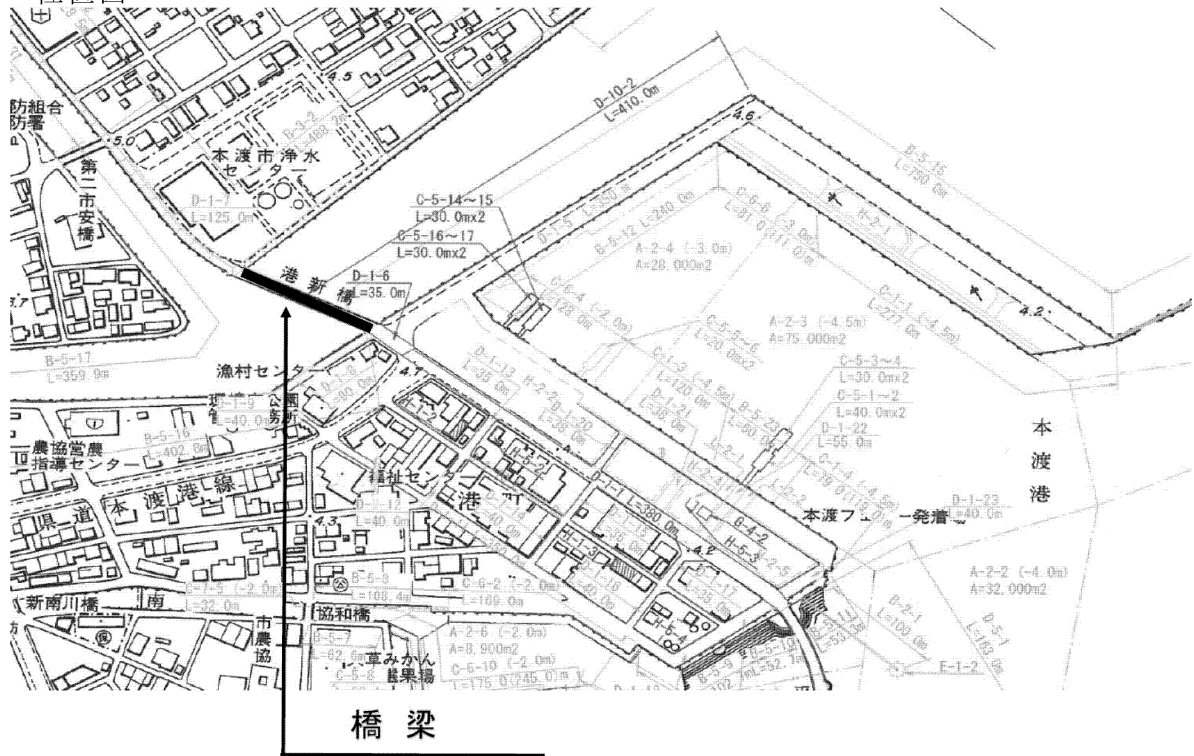
令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 港湾名 本渡港
- 2 所在 天草市港町
- 3 概要

種類	数量及び能力
橋梁	延長120メートル、幅員10.25メートル

4 位置図



熊本県告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	指定年月日
-------------	-------------	---------	-------

	務所の所在地及び代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所はれるや 宇城市松橋町大野234-6	株式会社 リベロ 宇城市松橋町豊崎1959 敷島 芳江	就労継続支援B型	令和5年(2023年)3月20日

**熊本県告示第304号**

昭和60年3月27日熊本県告示第271号の11(熊本県収納代理金融機関事務取扱要領)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

別表第1肥後銀行本店の項中「三井住友信託銀行熊本支店」及び「三井住友信託銀行熊本中央支店」を削る。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県告示第305号**

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表1三井住友信託銀行熊本支店の項及び三井住友信託銀行熊本中央支店の項を削る。

**熊本県告示第306号**

熊本県土地利用基本計画(昭和50年熊本県告示第537号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**1 熊本県土地利用基本計画の変更の要旨**

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
菊池森林地域	菊池市	2ヘクタールの縮小	林地の開発により現況が森林ではなくなり、地域森林計画対象民有林から除外する必要があるため。
阿蘇森林地域	阿蘇市	4ヘクタールの縮小	同上
合志森林地域	合志市	8ヘクタールの縮小	同上
和水森林地域	和水町	7ヘクタールの縮小	同上
大津森林地域	大津町	24ヘクタールの縮小	同上

**2 変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所**

熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課(県庁行政棟本館6階)

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

**熊本県告示第307号**

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名**

熊本県天草市東浜町8番1号

天草市 代表者 天草市長 馬場昭治

**2 しゅん功認可年月日**

令和5年(2023年)3月23日

熊本県指令港第13号

**3 埋立区域**



(1) 位置  
熊本県天草市今釜新町101番地、101番地2地先公有水面

(2) 区域  
次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑮の地点を結ぶ令和3年秋分の満潮位(DL+1.84m)における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域と、次の各地点を順次結んだ線及び⑯の地点と⑳の地点を結ぶ令和3年秋分の満潮位(DL+1.84m)における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基点3級基準点「H25-基10」(北緯32度27分26.562秒東経130度11分49.9885秒の地点)から296度31分43秒199.28メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から325度8分8秒9.89メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から325度8分8秒6.26メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から325度6分31秒3.17メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から328度37分58秒21.65メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から330度54分33秒14.24メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から323度32分32秒22.11メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から324度30分17秒4.92メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から240度29分54秒0.25メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から322度37分10秒8.45メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から241度56分12秒4.18メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から141度55分53秒15.61メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から144度20分41秒24.79メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から144度2分19秒20.14メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から143度26分11秒19.87メートルの地点
- ⑯の地点 基点3級基準点「H25-基10」(北緯32度27分26.562秒東経130度11分49.9885秒の地点)から288度49分21秒127.00メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から296度33分54秒3.12メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から55度31分57秒0.51メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から302度31分38秒12.13メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から304度14分54秒7.03メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から272度43分4秒3.86メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から308度53分53秒5.45メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から245度3分49秒0.31メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から322度2分3秒7.16メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から314度2分24秒18.99メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から314度4分24秒15.51メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から142度10分59秒26.06メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から143度4分32秒20.12メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から144度41分5秒16.34メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から141度17分38秒6.17メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から56度52分28秒2.73メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から320度35分50秒5.63メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から55度41分24秒10.55メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から140度37分43秒5.85メートルの地点

(3) 面積  
627.17平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立ての免許年月日

令和4年(2022年)3月4日 熊本県指令港第17号

6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村

天草市

熊本県告示第308号

令和2年(2020年)7月3日からの大雨により熊本県内で発生した災害において、次に掲げる地域内に居住していたものが属する世帯に対する被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)の認定を解除する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 長期避難世帯の認定を解除する地域

葦北郡芦北町大字女島1706番地、1707番地、1719番地、1727番地21729番地、1732番地及び1733番地

2 長期避難世帯の認定を解除する日

令和5年(2023年)3月31日

熊本県告示第309号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道(熊本市熊本北部流域関連公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和58年(1983年)3月8日から令和8年(2026年)3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

昭和59年3月1日熊本県告示第177号(昭和58年3月8日熊本県告示第23号)、昭和63年3月1日熊本県告示第184号(昭和61年8月26日熊本県告示第643号)、平成2年12月19日熊本県告示第864号(平成3年1月18日熊本県告示第38号)、平成5年5月21日熊本県告示第424号(平成6年12月28日熊本県告示第1044号)、平成10年9月21日熊本県告示第601号、平成13年1月26日熊本県告示第70号、平成15年12月3日熊本県告示第1139号、平成19年10月12日熊本県告示第869号、平成22年4月30日熊本県告示第500号、平成23年2月8日熊本県告示第130号、平成15年12月3日熊本県告示第1142号、平成21年3月27日熊本県告示第264号、平成22年1月20日熊本県告示第170号、平成23年3月22日熊本県告示第288号の事業地、平成26年4月8日熊本県告示第395号、平成30年11月26日熊本県告示第983号及び令和4年3月29日熊本県告示第276号の事業地に、熊本県熊本市北区改寄町字塚ノ本、北区北迫町字合ノ迫、北区植木町舞尾字花立、北区植木町田底字古川、字平畑、字辻、字崩口、字水足、字林ノ下、字苗代田、字西ノ前、字村前、字石塚、字砂蓋口、字東、字古閑、字荒牧、字北岡、字藤嶋、字八郎丸、字天神鶴、字前田、字上村、字本村、北区植木町米塚字塚園、北区植木町正清字堂ノ下、字箱根崎、字打出、字小路、字正清、字本村、字登立、北区植木町古閑字白石、字堀切、字西井川、字野田、字伏出、字塔久保、字鳥尾、字前畑、字屋敷、字後古閑、字八尺棒、字前田、北区植木町有泉字六反畑、字前畑、字二反田、字向田、字出目、字壺町田、字保多田、字前田、字土器園、字段畑、字小畑、字本村、字南原、字葉山、字石倉、北区植木町石川字後原、字松葉、字小迫、字平ノ上、字向原、字居屋敷、字塚前、字八家及び字東平の各一部を加える。

同事業地のうち、熊本県熊本市北区西梶尾町字内井川、北区改寄町字前田、北区小糸山町字相の迫、北区硯川町字堀ノ内、北区植木町植木字西古屋敷、北区植木町広住字山ノ後、字上川、字蟹迫、字石櫃、字浦田、字大坪、字迎原、北区植木町滴水字松原、字投力塚原、字投力塚谷、字大塚元、北区植木町投刀塚字宮ノ本、字前畑、字出口、北区植木町小野字烏帽子、北区植木町舞尾字本村屋敷、北区植木町一木字山ノ本、字正林、北区植木町岩野字相田原、字松山、字苧折、字大迫、字相田、字浄行寺、字上ノ原、字市場後及び字前田の各一部において事業地を変更する。

熊本県告示第310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡水上村大字湯山字舟石 2430番2地先から 同所 2430番2地先まで	214.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月31日

**熊本県告示第311号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4640番地先から 同所 4688番66地先まで	291.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）3月31日

**熊本県告示第312号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町葛原字開田 814番1地先から 上益城郡山都町葛原字開田又 797番2地先まで	前	6.9 ～ 7.9	11.0  12.1	災害復 旧工事
			後	7.9 ～ 14.6		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）3月31日

**熊本県告示第313号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	笹倉久住線	阿蘇郡産山村大字産山字高畑 593番2地先から 阿蘇郡産山村大字産山字耕院 庵 564番地先まで	前	4.5 ～ 11.8	433.0  359.0	単道改
			後	9.8 ～ 100.1		

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）3月31日

**熊本県告示第314号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
森田 隆斗	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和5年(2023年)3月3日

### 熊本県告示第315号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ひまわり	訪問看護ステーション はびらい	菊池郡大津町中島99-1	令和5年(2023年)4月1日	訪問看護

### 熊本県告示第316号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ひまわり	訪問看護ステーション はびらい	菊池郡大津町中島99-1	令和5年(2023年)4月1日	介護予防訪問看護

### 熊本県告示第317号

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱の一部を改正する要綱  
熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 熊本県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	219号	球磨郡錦町大字西字桑木原 1063番1地先から	89.0	防交安 (交通安全)

	同所	1058番3地先まで	全)
--	----	------------	----

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)4月1日

**熊本県告示第319号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社UNI TEON	訪問看護ステーションSUMU TOCODE	上益城郡山都町 大平278番地 1	令和5年 (2023 年)4月1 日	訪問看護

**熊本県告示第320号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社UNI TEON	訪問看護ステーションSUMU TOCODE	上益城郡山都町 大平278番地 1	令和5年 (2023 年)4月1 日	介護予防訪問 看護

**熊本県告示第321号**

平成28年(2016年)3月25日熊本県告示第373号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平谷川-2	水上村江代	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第322号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平谷川-2	水上村江代	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第323号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
要江	熊本市西区西松尾町	別図1のとおり	地滑り
粒麦	御船町水越	別図2のとおり	地滑り
長生	御船町田代	別図3のとおり	地滑り

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第324号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古寺川内1	芦北町大岩	別図1のとおり	土石流
坂下1	芦北町大尼田	別図2のとおり	土石流

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第325号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本迫1	芦北町上原	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
高田辺1	芦北町海路	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
妙合1	芦北町大岩	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
古寺川内2	芦北町大岩	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
古寺川内3	芦北町大岩	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
鶴川内1	芦北町大岩	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
鶴川内2	芦北町大岩	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
立川1	芦北町立川	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
立川2	芦北町立川	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
中道1	芦北町大尼田	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
提川内1	芦北町吉尾	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
前川内1	芦北町吉尾	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
竹ノ迫1	芦北町吉尾	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
竹ノ迫2	芦北町吉尾	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
市居原1	芦北町吉尾	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
岩屋川内1	芦北町簔瀬	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
妙合2	芦北町大岩	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
本迫A	芦北町上原	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
桑川内C	芦北町海路	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
高田辺A	芦北町海路	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
高田辺B	芦北町海路	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
牧山A	芦北町大尼田	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
立川D	芦北町立川	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中ノ前A	芦北町大尼田	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

池鶴A	芦北町大尼田	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
平野A	芦北町吉尾	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
本迫B	芦北町吉尾	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

(別図1から別図27までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第326号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤松川1	芦北町田浦	別図1のとおり	土石流
馬越川	芦北町小田浦	別図2のとおり	土石流
市の迫川	芦北町小田浦	別図3のとおり	土石流
永谷川支川2	芦北町黒岩	別図4のとおり	土石流

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第327号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
赤松川支川1	芦北町田浦	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
赤松川支川2	芦北町田浦	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
赤松川支川3	芦北町田浦	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
赤松川支川4	芦北町田浦	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
沖田川1	芦北町小田浦	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
沖田川2	芦北町小田浦	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり



沖田川3	芦北町小田浦	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
沖田川4	芦北町小田浦	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
志水川3	芦北町小田浦	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
小群川内川1	芦北町田浦	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
仲田川	芦北町小田浦	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
宮浦川1	芦北町小田浦	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
宮浦川2	芦北町小田浦	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
白石が迫川	芦北町小田浦	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
志水川4	芦北町小田浦	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
小群川内川2	芦北町田浦	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
永谷川支川1	芦北町黒岩	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
星川内迫川	芦北町黒岩	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
永谷川支川3	芦北町黒岩	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
永谷川支川4	芦北町黒岩	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
永谷川支川5	芦北町黒岩	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり
永谷川支川6	芦北町黒岩	別図22のとおり	土石流	別図22のとおり
永谷川支川7	芦北町黒岩	別図23のとおり	土石流	別図23のとおり
永谷川支川8	芦北町黒岩	別図24のとおり	土石流	別図24のとおり
赤松1	芦北町田浦	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
田浦	芦北町田浦	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
神迫1	芦北町田浦	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
堂免1	芦北町田浦	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
山門	芦北町田浦	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
山口1	芦北町小田浦	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
葉山	芦北町小田浦	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
井手尾1	芦北町小田浦	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
井手尾2	芦北町小田浦	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
平野1	芦北町小田浦	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
後川内	芦北町黒岩	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

(別図1から別図35までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第328号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

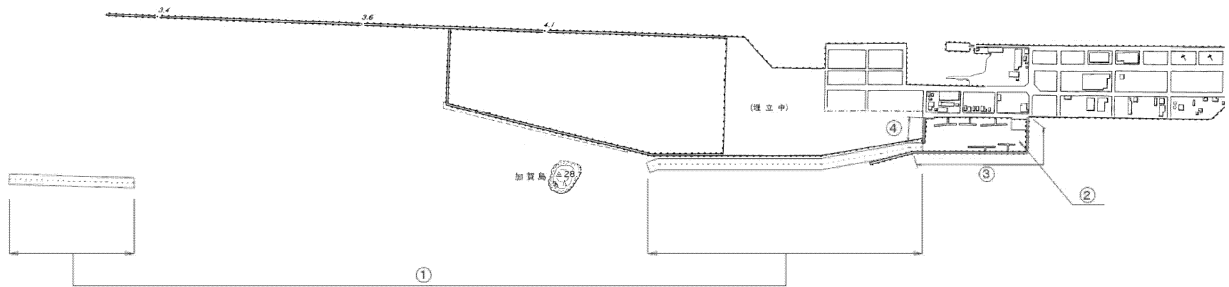
令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 港湾名 八代港
- 2 所在 八代市港町地内
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力
①	航路	延長1,492メートル、水深-2.0メートル
②	泊地	面積34,000平方メートル、水深-2.0メートル
③	防波堤	延長471メートル
④	護岸	延長90メートル

4 位置図



熊本県告示第329号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ほしのこ 荒尾市牛水83 7番地	特定非営利活動法 人月と太陽 荒尾市牛水837番地 谷口 房美	令和5年(2023年)4 月1日	435030 0119	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第330号

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県防災行政無線管理規程の一部を改正する規程  
熊本県防災行政無線管理規程(昭和53年熊本県告示第1038号)の一部を次のように改正する。

- 第4条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。
- 第6条第2項中「航空局、航空機局及び携帯局」を「航空局及び航空機局」に改める。
- 第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、第4章中第23条を第22条とし、第24条から第27条までを1条ずつ繰り上げる。
- 第28条を削り、第29条を第27条とし、第5章中第30条を第28条とする。
- 別表第1中「熊本県新松原町(宇城消防)防災行政連絡所」を「熊本県境目町(宇城消防)防災行政連絡所」に、「宇土市新松原町159番地1」を「宇土市境目町427番地」に改める。

別表第2の1の表中「固定局・携帯基地局」を「固定局」に改める。  
 別表第2の2の表中「固定局・基地局・携帯基地局」を「固定局・基地局」に改める。  
 別表第2の3の表中「県央広域本部土木部総務課長」を「県央広域本部土木部工務管理課長」に改める。  
 別表第2の5の表中

「

陸上移動局	防災 熊本可搬13	熊本県庁	危機管理防災課長
-------	-----------	------	----------

」

を

「

陸上移動局	防災 熊本可搬13	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO1	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO2	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO3	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO4	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO5	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO6	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO7	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO8	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO9	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO10	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO11	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO12	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO13	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO14	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO15	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO16	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO17	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO18	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO19	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO20	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO21	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO22	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO23	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO24	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO25	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO26	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO27	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO28	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO29	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO30	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO31	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO32	熊本県庁	危機管理防災課長
陸上移動局	防災 熊本LO33	熊本県庁	危機管理防災課長

」

に、「県央広域本部土木部総務課長」を「県央広域本部土木部工務管理課長」に改める。  
 別表第2の9の表及び9-2の表を削る。  
 別記第1号様式中「(第27条関係)」を「(第26条関係)」に改める。  
 別記第2号様式を削る。  
 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県告示第331号

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建設工事及び建設コンサルタント業務等委託契約事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県告示第618号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に後段として次のように加える。  
なお、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて金融機関等又は保証事業会社が定め発注者の認める措置を講ずることができる場合においては、当該保証に係る書面の提出があつたものとみなす。

第5条第2項に後段として次のように加える。  
なお、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて保険会社が定め発注者の認める措置を講ずることができる場合においては、当該履行保証保険契約に係る保険証券の提出があつたものとみなす。

第5条第3項に後段として次のように加える。  
なお、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて保険会社等が定め発注者の認める措置を講ずることができる場合においては、当該保証契約に係る書面の提出があつたものとみなす。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	新山原水線	菊池郡菊陽町大字原水字上堀川 5146番1地先から 菊池郡菊陽町大字原水字南受 1026番3地先まで	前	3.5 ～ 8.4	904.0	活力創 出基盤 交付金
			後	3.5 ～ 8.4	904.0	
				11.3 ～ 56.5	872.5	
一般県道	曲手原水線	菊池郡菊陽町大字久保田字下原 2887番11地先から 菊池郡菊陽町大字原水字南受 1029番1地先まで	前	6.0 ～ 9.1	519.0	
			後	6.0 ～ 9.1	519.0	
				28.8 ～ 40.0	843.0	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月31日

熊本県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町坂本字捨木 2473番1地先から 同所 2504番3地先まで	前	8.8 ～ 12.7	159.3	防交安 (災害 防除)
			後	12.7 ～ 47.4		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月31日

**熊本県告示第334号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町西部ろ字上原木 502番1地先から 同所 260番1地先まで	前	10.8 ～ 23.2	210.7	災害復 旧工事
			後	10.8 ～ 27.6		
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町西部ろ字笹尾 295番12地先から 八代市坂本町西部ろ字上原木 243番1地先まで	前	5.3 ～ 15.6	185.7	
			後	5.3 ～ 15.6		
		八代市坂本町西部は字真道 300番2地先から 八代市坂本町西部ろ字上原木 267番1地先まで	後	11.7 ～ 50.9	181.1	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月31日

**熊本県告示第335号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219	八代市坂本町荒瀬字合志野		15.0		災害復

主要地方道	号	山 6743番1地先から 同所 6637番地先まで	前	～ 34.0	196.9	旧工事
			後	15.0 ～ 67.1	196.6	
	坂本人 吉線	八代市坂本町荒瀬字合志野 山 6839番4地先から 八代市坂本町坂本字鶴地 4152番5地先まで	前	4.9 ～ 23.1	186.9	
			後	4.9 ～ 23.1	186.9	
		八代市坂本町荒瀬字合志野 山 6637番地先から 八代市坂本町坂本字鶴地 4228番1地先まで		7.6 ～ 10.9	227.9	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月31日

**熊本県告示第336号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	八代市坂本町川嶽字鶯越 2439番1地先から 八代市坂本町中津道字中道 727番1地先まで	前	6.4 ～ 23.5	485.0	災害復 旧工事
			後	6.4 ～ 23.5	485.0	
				10.5 ～ 47.0	476.5	
一般県道	中津道 八代線	八代市坂本町中津道字中道 745番地先から 同所 930番地先まで	前	3.6 ～ 8.6	264.7	
			後	3.6 ～ 8.6	264.7	
				6.7 ～ 29.2	297.2	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月31日

**熊本県告示第337号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町中谷い字迫尻 10764番1地先から 八代市坂本町坂本字片岩山 1112番地先まで	前	9.0 ～ 17.3	75.7	災害復旧工事
			後	9.0 ～ 17.3		
				9.2 ～ 21.3	81.8	

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月31日

熊本県告示第338号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡相良村大字深水字小田下 2107番2地先から 球磨郡相良村大字深水字大堤 2492番地先まで	41.0	防交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月31日

熊本県告示第339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	八代市坂本町中谷い字下馬廻 9379番1地先から 八代市坂本町中谷い字千立柿 9149番17地先まで	120.9	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月31日

熊本県告示第340号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区	間

一般国道	443号	熊本市東区戸島町966番1地先から 上益城郡御船町大字辺田見字馬場396番1地先まで
------	------	---

2 指定する期日 令和5年(2023年)4月1日

**熊本県告示第341号**

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	212号	阿蘇郡小国町大字宮原1814番1地先から 阿蘇市山田2090番703地先まで
一般国道	387号	阿蘇郡小国町大字西里2053番453地先から 阿蘇郡小国町大字宮原1814番1地先まで
主要地方道	天瀬阿蘇線	阿蘇市山田2090番703地先から 阿蘇市西湯浦1454番3地先まで

2 指定する期日 令和5年(2023年)4月1日

3 通行方法 次の通行方法によらなければならない。

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあることを踏まえ、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は工事の実施等により変化することがあることを踏まえ、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

**熊本県告示第342号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護事業所 ケア助 宇城市小川町河江613-1 パルティール小川A101	合同会社 ケア助 宇城市小川町北小野1091番地6 中村 圭佑	居宅介護 重度訪問介護	令和5年(2023年)4月1日
ハートケアセンター 阿蘇市小里249番地2	医療法人坂梨ハート会 阿蘇市小里249番地2 後藤 昌希	居宅介護	令和5年(2023年)4月1日
訪問介護サポートセンター 荒尾市原万田762番地1	相談サポート合同会社 荒尾市原万田762番地1 西島 豊	居宅介護 重度訪問介護	令和5年(2023年)4月1日

**熊本県告示第343号**

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和5管理年度(令和5年(2023年)4月1日から令和6年



(2024年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、公表する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

するめいかに関する令和5管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県するめいか知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

**熊本県告示第344号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンコーライフサポート	デイサービス秋桜	合志市須屋250番地1	令和5年(2023年)4月1日	通所介護

**公 告**

**熊本県公告第207号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)	令和5年(2023年)4月1日から 令和6年(2024年)3月31日まで	熊本県全域

**熊本県公告第208号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(航空レーザ測深)	令和4年(2022年)9月30日から 令和5年(2023年)2月28日まで	八代市、球磨郡五木村、球磨郡相良村

**熊本県公告第209号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本地方方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量を)	令和3年(2021年)	益城町大字古閑、福富、

含む法務省不動産登記法 第14条第1項地図作成 作業)	7月1日から 令和5年(2023年) 1月31日まで	惣領及び広崎の各一部
-----------------------------------	----------------------------------	------------

**熊本県公告第210号**

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(国土広域情報修正)	令和5年(2023年) 4月1日から 令和6年(2024年) 3月31日まで	熊本県全域

**熊本県公告第211号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。  
令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字道下2260番2ほか6筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市上野町字折口3593番1ほか1筆
有限会社松浦常男農産	八代市千丁町吉王丸	八代市岡町中字船津432番
岩田 誠	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字式五番割1321番1ほか1筆
上野 弘道	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字壱八番割1054番1ほか3筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字下毛2933番ほか2筆

2 認可年月日

令和5年(2023年)3月20日

**熊本県公告第212号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字横市20番1  
310.60平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市南区御幸西二丁目1番52号  
虹色不動産株式会社

**熊本県公告第213号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行区域内の計画道路のうち、道路位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び県央広域本部土木部におい

て一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定道路

道路種別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	起点	終点
〈区画道路〉				
区画道路6-10号線	6.0	41.2	上益城郡益城町大字木山字居屋敷416番1地先	上益城郡益城町大字木山字居屋敷426番4地先
区画道路6-11号線	6.0	76.7	上益城郡益城町大字木山字居屋敷416番1地先	上益城郡益城町大字木山字居屋敷409番9地先
区画道路6-12号線	6.0	39.1	上益城郡益城町大字寺迫字今吉106番3地先	上益城郡益城町大字木山字居屋敷390番7地先
区画道路6-13号線	6.0	103.5	上益城郡益城町大字寺迫字今吉100の1番1地先	上益城郡益城町大字寺迫字今吉106番3地先
区画道路6-20号線	6.0	45.2	上益城郡益城町大字木山字居屋敷371番1地先	上益城郡益城町大字木山字居屋敷377番1地先
区画道路6-22号線	6.0	34.0	上益城郡益城町大字寺迫字今吉91番4地先	上益城郡益城町大字寺迫字今吉89番4地先
区画道路6-27号線	6.0	29.1	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷412番1地先	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷415番1地先
区画道路6-27号線	6.0	47.1	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷472番1地先	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷421番3地先
区画道路6-33号線	6.0	25.4	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷525番5地先	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷524番2地先
〈都市計画道路〉				
木山宮園線	14.0	113.5	上益城郡益城町大字宮園字辻713番1地先	上益城郡益城町大字木山字居屋敷421番1地先
横町線	14.0	22.6	上益城郡益城町大字木山字居屋敷292番地先	上益城郡益城町大字木山字居屋敷289番12地先
益城中央線	27.0	46.9	上益城郡益城町大字木山字居屋敷418番3地先	上益城郡益城町大字木山字居屋敷408番3地先
益城中央線	27.0	34.1	上益城郡益城町大字木山字居屋敷341番4地先	上益城郡益城町大字木山字居屋敷361番2地先
益城中央線	27.0	118.5	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷522番3地先	上益城郡益城町大字宮園字居屋敷535番8地先
合計		776.9		

熊本県公告第214号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
加賀 徹	球磨郡山江村山田乙	人吉市鬼木町字三反田1124番1ほか8筆
西田 秀嗣	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字馬渡849番2ほか2筆
谷口 博紀	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字梅木481番1
岩坂 勝之	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字城ノ上4148番51

2 認可年月日  
令和5年(2023年)3月24日

**熊本県公告第215号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
藤原 小百合	上益城郡山都町須原	熊本市南区中無田町字田中940番ほか3筆
藤原 小百合	上益城郡山都町須原	熊本市南区中無田町字田中955番
藤原 小百合	上益城郡山都町須原	熊本市南区中無田町字南石櫃575番ほか4筆
藤原 小百合	上益城郡山都町須原	熊本市南区中無田町字築切894番1ほか10筆
中川 享輔	熊本市西区河内町船津	熊本市西区河内町船津字迫1820番6ほか7筆
岩下 龍志	天草市天草町高浜南	天草市天草町高浜北字入角5582番ほか3筆
農事組合法人一町田下	天草市河浦町久留	天草市河浦町久留字久浦4156番
岡田 寿幸	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪3200番1
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字釜3055番20
小林 優	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字吉原1529番ほか1筆
鏡 幸一	天草市有明町下津浦	天草市有明町大浦字山ノ口3158番1ほか12筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4630番ほか1筆
村田 広徳	天草市亀場町食場	天草市志柿町字沖田2845番1ほか2筆

2 認可年月日  
令和5年(2023年)3月24日

**熊本県公告第216号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本山 貴士	合志市合生	熊本市北区植木町色出字芋扱1318番
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字向原1270番ほか5筆
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字野田原4542番1ほか4筆
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字枇杷田4644番

上野 純一	合志市野々島	合志市野々島字野田原4540番ほか1筆
有限会社吉川農園	合志市野々島	合志市野々島字野田原4630番ほか1筆
株式会社マルクニファーム	阿蘇郡高森町中	阿蘇郡高森町大字色見字東中山915番ほか2筆
山下 真功	熊本市東区小峯	上益城郡益城町大字惣領字辰ノ尾2406番1
岩永 一則	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番45ほか10筆
特定非営利活動法人丸山ハイランド	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字上鹿見塚新29番9
株式会社もじよか堂	水俣市大園町	水俣市江添字内山ノ上1139番36ほか1筆
株式会社まるごと農場	水俣市古里	水俣市古里字日添825番1ほか1筆
吉村 陽一	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字吉原2362番
東 香澄美	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番39ほか1筆
深水 英史	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字塚ノ原2172番6
尾方 寿一	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字足田木2549番ほか1筆
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田乙字東山口田343番1ほか1筆

2 認可年月日  
令和5年(2023年)3月24日

**熊本県公告第217号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社Earth Next Farm	八代市横手町	上益城郡甲佐町大字仁田子字立野259番2ほか3筆
株式会社Earth Next Farm	八代市横手町	上益城郡甲佐町大字仁田子字立野241番2ほか2筆
恒松 信孝	人吉市大畑麓町	人吉市東漆田町字内田2129番ほか1筆
東 憲孝	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字新領2508番1
嶽本 仁	人吉市下原田町瓜生田	人吉市下漆田町字開2683番
恒松 信孝	人吉市大畑麓町	人吉市大畑町字壺ノ坂2074番ほか8筆

2 認可年月日  
令和5年(2023年)3月24日

**熊本県公告第218号**

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項  
 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）  
 の一部を次のように改正する。  
 別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
総務部	熊本県公共施設等総合管理計画 熊本県消防力強化推進計画
企画振興部	熊本県国土強靱化地域計画 第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン 熊本県土地利用基本計画（第5次熊本県国土利用計画） 新熊本県土地対策要綱 第七次水保・芦北地域振興計画 宇土天草地域半島振興計画 熊本県山村振興基本方針 熊本県離島振興計画 熊本県過疎地域持続的発展方針 熊本県文化振興基本方針 ふるさと五木村づくり計画 『大空港構想Next Stage』（熊本都市圏東部地域グランドデザイン） 熊本県地域公共交通計画 熊本県情報化推進計画
健康福祉部	第7次熊本県保健医療計画 第4期熊本県地域福祉支援計画 熊本県感染症予防計画 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画 第3次熊本県動物愛護推進計画 第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・安心・くまもとプラン」 第2期くまもと子ども・子育てプラン 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次） 第4期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画 熊本県社会的養育推進計画 熊本県やさしいまちづくり推進指針 くまもとユニバーサルデザイン振興指針 第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」 第6期熊本県障がい福祉計画及び第2期熊本県障がい児福祉計画 熊本県地域医療構想 第4次くまもと21ヘルスプラン（第4次熊本県健康増進計画） 第3次熊本県健康食生活・食育推進計画（くまもと食で育む命・絆・夢プラン） 第4次熊本県歯科保健医療計画 第3次熊本県がん対策推進計画 第3期熊本県における医療費の見通しに関する計画 熊本県国民健康保険運営方針 熊本県循環器病対策推進計画

環境生活部	第四次熊本県環境基本指針
	第六次熊本県環境基本計画
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画
	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画
	熊本県野生動植物の多様性保全基本方針
	第13次鳥獣保護管理事業計画
	生物多様性くまもと戦略2030
	熊本県廃棄物処理計画(第5期:令和3年~7年度)
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第5次熊本県食の安全安心推進計画
	第11次熊本県交通安全計画
	第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	熊本県食品ロス削減推進計画
	第5次熊本県男女共同参画計画
	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県人権教育・啓発基本計画(第4次改定版)
	商工労働部
くまもと半導体産業推進ビジョン	
第2次熊本県総合エネルギー計画	
観光戦略部	ようこそくまもと観光立県推進計画
	くまもと国際化総合指針
	熊本地震震災ミュージアム基本計画
	熊本県スポーツツーリズム推進戦略
農林水産部	くまもとハロープログラム(国際スポーツ大会を通じたレガシー構築プログラム)
	熊本県食料・農業・農村基本計画
	熊本県水産基本計画
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	くまもと県南フードバレー構想
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農村地域工業等導入基本計画
土木部	地域森林計画
	第3次熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALIS/EC(公共事業支援統合情報システム)基本構想
	熊本県新広域道路交通計画
	くまもと生活排水処理構想2021
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
第3期熊本県高齢者居住安定確保計画	
備考 この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。	

附 則  
この要項は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県公告第219号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営芦水地区(塩浸工区)土地改良事業(農業用道路)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営芦水地区(塩浸工区)土地改良事業(農業用道路)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年(2023年)4月3日から令和5年(2023年)4月28日まで
- 3 縦覧場所  
芦北町役場

**熊本県公告第220号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により八代市から八代都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受

けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第221号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営芦水地区(塩浸工区)土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営芦水地区(塩浸工区)土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 縦覧期間  
令和5年(2023年)4月3日から令和5年(2023年)4月28日まで
- 縦覧場所  
芦北町役場

熊本県公告第222号

馬水地区沿道整備街路事業の終了について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により認可したので、同条第4項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 施行者の名称 熊本県
- 事業施行期間 令和3年(2021年)10月6日から  
令和5年(2023年)3月31日まで
- 施行地区  
熊本県上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原、字下野添及び大字惣領字水足の各一部
- 施行認可の年月日 令和3年(2021年)10月6日
- 終了の認可の年月日 令和5年(2023年)3月24日

登載依頼

熊本県監査委員告示第1号

熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県監査委員 藤井 一 恵

竹中 潮

高木 健次

増永 慎一郎

熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程(熊本県監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。  
第4条第1項第4号中「第6条」の次に「第1項」を加え、同項第5号中「熊本県個人情報保護条例(平成15年法律第57号)第76条」を「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条」に、「第23条」を「第90条」に、「同条例第19条第1項若しくは第2項」を「同法第82条第1項若しくは第2項」に、「第25条第1項」を「第93条第1項若しくは第2項」に改める。

別表11の項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

別表13の項を次のように改める。



13 個人情報の取扱いに関する事項	個人情報の取扱い	個人情報保護法の施行状況に関する文書	3年	廃棄
		個人情報の取扱いの通知に関する文書		
		個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する文書		
		個人情報に係る相談対応に関する文書		
		住民等からの苦情等に関する文書		

附 則  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県監査委員告示第2号**

熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程を次のように定める。  
令和5年3月31日

熊本県監査委員 藤 井 一 恵  
〃 竹 中 潮  
〃 高 木 健 次  
〃 増 永 慎 一 郎

熊本県監査委員の保有する保有個人情報の開示等に関する規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、熊本県監査委員（以下「監査委員」という。）の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等)  
第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。  
2 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)  
第3条 監査委員は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第78条第1項第1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等)  
第4条 条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。  
(1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第1項に規定する麻薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員  
(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたもの

(開示決定等に係る通知書)  
第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記第4号様式）
- (3) 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記第5号様式）

(開示決定等の期限の延長に係る通知書)  
第6条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記第6号様式）により行うものとする。  
(開示決定等の期限の特例に係る通知書)

第7条 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記第7号様式）により行うものとする。  
(開示請求に係る事案の移送)

第8条 監査委員は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報開示請求事案移送書（別記第8号様式）を交付するものとする。

2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（

- 別記第9号様式)により行うものとする。  
 (第三者に対する意見書提出の機会との付与等)  
 第9条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。  
 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第11号様式)により行うものとする。  
 3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとする。  
 4 法第86条第3項後段の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。  
 (開示の実施方法等)  
 第10条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、監査委員が現に保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。  
 (1) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの)の閲覧  
 (2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写し、その交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)  
 (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付  
 (4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に複製したものを交付  
 2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、監査委員が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。  
 (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げる方法  
 ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴  
 イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付  
 (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法  
 ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付  
 イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として監査委員が定める方法  
 3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記第14号様式)により行わなければならない。  
 (写しの交付等に要する費用等)  
 第11条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

区分		金額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの(カラー)	用紙1枚につき30円
電磁的記録	用紙へ出力したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	用紙へ出力したもの(カラー)	用紙1枚につき30円
	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に複製したもの	光ディスク1枚につき80円
	光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に複製したもの	光ディスク1枚につき100円
	その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として監査委員が定める方法	当該開示の方法に要する実費の範囲内で監査委員が定める額

備考

- 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。  
 2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。

(訂正請求書等)

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第15号様式によるものとする。  
 2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(訂正決定等に係る通知書)

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記第16号様式)
- (2) 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報訂正しない旨の決定通知書(別記第17号様式)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知書)

第14条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第18号様式)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例に係る通知書)

第15条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記第19号様式)により行うものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

第16条 監査委員は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記第20号様式)を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第21号様式)により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への訂正実施通知書)

第17条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書(別記第22号様式)によるものとする。

(利用停止請求書等)

第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。  
 2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等に係る通知書)

第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記第24号様式)
- (2) 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書(別記第25号様式)

(利用停止決定等の期限の延長に係る通知書)

第20条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記第26号様式)により行うものとする。

(利用停止決定等の期限の特例に係る通知書)

第21条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記第27号様式)により行うものとする。

(熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書)

第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書(別記第28号様式)により行うものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書)

第23条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、法第107条第1項第1号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第29号様式)、法第107条第1項第2号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第30号様式)により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 熊本県監査委員が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年熊本県監査委員告示第4号)は、廃止する。

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県代表監査委員 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧等 <input type="checkbox"/> 写しの交付等 ( <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他( ) )
<input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。 ( <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他( ) )
備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は熊本県監査委員の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 本人確認書類等

### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

別記第2号様式(第2条、第12条、第18条関係)

補正通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

保有個人情報開示請求書

年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、

保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、年 月 日までに補正してください。

記

補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第3号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

熊本県監査委員指令第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：  
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。）  
・時間：  
・場所：  
(3) 写しの交付等に要する費用： 円  
(内訳： )  
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来ら

れる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書



別記第4号様式(第5条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県監査委員指令第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印  
記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)  
  
(根拠規定)  
  
(理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：  
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
・期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝日を除く。)  
・時間：  
・場所：  
(3) 写しの交付等に要する費用： 円  
(内訳： )  
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

(注)

### 1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

### 2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

別記第5号様式(第5条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県監査委員指令第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	(根拠規定)  (理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第6号様式(第6条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号)第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第7号様式（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」といいます。）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をす る期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

別記第8号様式(第8条関係)

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備 考	

<本件連絡先>  
 担当課等名:  
 (担当者名) (内線: )  
 電 話:  
 e-mail:

別記第9号様式(第8条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当課等名：  所在地：  電話番号：
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

別記第10号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



別記第11号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第12号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

熊本県代表監査委員 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(注)

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

## 2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

別記第13号様式(第9条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員

印

あなた(貴団体)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項後段の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県監査委員指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第14号様式(第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

熊本県代表監査委員 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書(保有個人情報部分開示決定通知書)の番号等  
文書番号:  
日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧等	① 全部 ② 一部
	(2) 写しの交付等	① 全部 ② 一部

3 写しの交付等に要する費用

種別	金額
<input type="checkbox"/> 用紙( 枚) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他( )	円

※ 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とします。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 5 「写しの送付」の希望の有無 ( 有 : 同封する郵便切手等の額 円 )  
無 )

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第15号様式(第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県代表監査委員 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

## 4 「訂正請求の趣旨及び理由」

### (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めらるかについて簡潔に記載してください。

### (2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

### (3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

別記第16号様式(第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

熊本県監査委員指令第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



別記第17号様式（第13条関係）

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県監査委員指令第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

別記第18号様式(第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第19号様式(第15条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第20号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訂正請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備 考	

<本件連絡先>  
 担当課等名:  
 (担当者名) (内線: )  
 電 話:  
 e-mail:

別記第21号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当課等名：  所在地：  電話番号：
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

別記第22号様式(第17条関係)

提供している保有個人情報の訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>  
担当課等名:  
(担当者名) (内線: )  
電 話:  
e-mail:

別記第23号様式(第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県代表監査委員 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 市 ( )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付：年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

## 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

### (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

### (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による利用停止請求の場合



「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

別記第24号様式（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

熊本県監査委員指令第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第25号様式(第19条関係)

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

熊本県監査委員指令第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県代表監査委員 印

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第26号様式(第20条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第27号様式(第21条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第28号様式(第22条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

別記第29号様式(第23条関係)

法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで審査請求のありました開示決定に係る保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県監査委員指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第30号様式(第23条関係)

法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県代表監査委員 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県監査委員指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県監査委員に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県代表監査委員が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



**熊本県監査委員告示第3号**

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年3月31日

熊本県監査委員 藤 井 一 恵  
" 竹 中 潮  
" 高 木 健 次 郎  
" 増 永 慎 一 郎

熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程  
熊本県監査委員事務局処務規程（昭和39年熊本県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号）」を「熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）」に、「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報」に、「熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県警察本部告示第6号**

熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程（平成26年熊本県警察本部告示第11号）の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年3月31日

熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程（平成26年熊本県警察本部告示第11号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定による開示請求又は第90条の規定による訂正請求があったもの 同法第82条各項又は第93条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に、改正前の熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程の規定によってした手続その他の行為は、改正後の熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程の規定によってした手続その他の行為とみなす。

**熊本県教育委員会訓令第7号**

本庁各課  
各地方機関  
公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年3月31日

令和5年3月31日

熊本県教育長 白 石 伸 一  
公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程の一部を改正する訓令

公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程（平成16年熊本県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第3号**

本庁各課  
各地方機関  
熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年3月31日

令和5年3月31日

熊本県教育長 白 石 伸 一  
熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁職員等の勤務時間に関する規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令甲第2

号)の一部を次のように改正する。  
 第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
 附 則  
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第6号**

本庁各課  
各地方機関  
各県立学校

熊本県教職員等記章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和5年3月31日

熊本県教育長 白石 伸 一

熊本県教職員等記章規程の一部を改正する訓令  
 熊本県教職員等記章規程（平成15年熊本県教育委員会訓令第2号）の一部を次のよう  
 に改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第4号**

本庁各課  
各地方機関

熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和5年3月31日

熊本県教育長 白石 伸 一

熊本県教育庁職員等被服類貸与規程の一部を改正する訓令  
 熊本県教育庁職員等被服類貸与規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令甲第3号）の一  
 部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県公安委員会規則第3号**

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 令和5年3月31日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則  
 熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改  
 正する。

目次

中  
 「第9章 講習（41条－第42条の3）  
 第10章 雑則（第43条－第45条）」

を

「第9章 講習（第41条－第42条の3）  
 第10章 遠隔操作型小型車の通行の届出（第43条－第46条）  
 第11章 特定自動運行の許可の申請等（第47条－第51条）  
 第12章 雑則（第60条－第62条）」

に改める。

第3条第1項第2号中「自転車及び歩行者専用」を「自動車及び歩行者等専用」に、「歩  
 行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

第10章中第45条を第62条とし、第44条を第61条とし、第43条を第60条と  
 する。

第10章を第12章とし、第9章の次に次の2章を加える。

第10章 遠隔操作型小型車の通行の届出  
 （遠隔操作型小型車の通行の届出）

第43条 法第15条の3第1項の規定による遠隔操作による通行の届出は、規則第5条  
 の4第1項に規定する遠隔操作型小型車使用届出書を公安委員会に提出して行うものと  
 する。

（届出番号等の通知）

第44条 公安委員会は、法第15条の3第1項の規定による遠隔操作による通行の届出  
 を受けたときは、申請者に対して届出番号等を通知する。

（遠隔操作型小型車の使用者に対する立入検査の証票）

第45条 法第15条の5第2項の身分を示す証票の様式は、別記様式第57号のとおり  
 とする。

- (遠隔操作型小型車の使用者に対する指示)  
第46条 法第75条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は別記様式第58号の遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書により行う。
- (特定自動運行の許可の申請)  
第47条 法第75条の12第2項の規定による特定自動運行の許可の申請は、規則第9条の20第1項に規定する特定自動運行許可申請書を公安委員会に提出して行うものとする。
- (特定自動運行許可証の再交付の申請)  
第48条 特定自動運行許可証の再交付の申請は、規則第9条の19第2項に規定する特定自動運行許可証再交付申請書を公安委員会に提出して行うものとする。
- (許可に係る意見聴取)  
第49条 法第75条の13第2項(法第75条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣等及び市町村の長に対する意見の聴取は、別記様式第59号の特定自動運行の許可等に関する意見聴取書(甲)により行う。
- 2 規則第9条の22(規則第9条の23第2項において準用する場合を含む。)の規定による知事、道路の管理者及び学識経験を有する者その他公安委員会が必要と認める者に対する意見の聴取は、別記様式第60号の特定自動運行の許可等に関する意見聴取書(乙)により行う。
- (特定自動運行計画の変更の許可の申請)  
第50条 法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の申請は、規則第9条の23第1項に規定する特定自動運行計画変更許可申請書を公安委員会に提出して行うものとする。
- 2 法第75条の16第3項及び第4項の規定による軽微な変更等の届出は、規則第9条の25第1項に規定する特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書を公安委員会に提出して行うものとする。
- (特定自動運行許可証の返納)  
第51条 規則第9条の38第1項又は第3項の規定による許可証の返納は、別記様式第61号の許可証返納届出書を公安委員会に提出して行うものとする。
- (特定自動運行実施者に対する立入検査の証票)  
第52条 法第75条の25第2項の身分を示す証票の様式は、別記様式第62号の通りとする。
- (官庁等への照会等)  
第53条 法第75条の25第4項の規定による官庁、公共団体その他の者に対する照会又は協力の要求は、別記様式第63号の特定自動運行に関する照会書(協力依頼書)により行う。
- (特定自動運行実施者に対する指示)  
第54条 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、別記様式第64号の特定自動運行に関する指示書により行う。
- (行政処分に係る意見聴取)  
第55条 法第75条の26第2項(法第75条の27第2項において準用する場合を含む。)の規定による行政庁に対する意見の聴取は、別記様式第65号の特定自動運行に係る行政処分に係る意見聴取書により行う。
- (公示の対象)  
第56条 公示の対象は次に掲げるものとする。  
(1) 法第75条の12第1項及び法第75条の16第1項の許可  
(2) 法第75条の27第1項の規定による許可の取消し  
(3) 規則第9条の38第1項第1号及び同条第3項の規定による許可証の返納  
(公示の内容)
- 第57条 公示は、前条に規定する対象に応じて、それぞれ別記様式第66号の特定自動運行許可票、別記様式第67号の特定自動運行に係る行政処分票、別記様式第68号の特定自動運行許可証返納票に掲げる事項その他公安委員会が必要と認める事項について行う。ただし、公安委員会において当該公示が適当でない認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。
- (公示の方法)  
第58条 前条に規定する公示は、熊本県警察ホームページに掲載することにより行う。
- (公示の時期及び期限)  
第59条 第56条各号に掲げる許可、許可の取消し又は返納が行われたときは、速やかに公示するものとする。
- 2 第56条第1項に掲げる許可に係る公示の期限は、第3項及び第4項の規定の適用を受けず、当該許可を除き、定めないこととする。
- 3 許可の取消しが行われた場合又は当該許可及びその取消しに関する全ての公示事項の期限を、当該許可の取消しが行われた日から起算して5年とする。
- 4 許可証の返納が行われた場合又は当該許可証に係る許可及びその返納に関する全ての公示事項の期限を、当該許可証の返納が行われた日から起算して1年とする。
- 別表第1の3中

一般国道57号	宇土市松原町50番1地先から 宇城市三角町大字三角浦字首入1159番43地先まで
一般国道208号	熊本市北区植木町滴水字十三部443番1地先から 荒尾市原万田字浦田839番16地先まで

を

一般国道57号	宇土市松原町50番1地先から 宇城市三角町大字三角浦字首入1159番43地先まで
一般国道57号	阿蘇市赤水字古宮道1140番 地先から 菊池郡大津町大字大津字上井迫2472番1地先まで
一般国道208号	熊本市北区植木町滴水字十三部443番1地先から 荒尾市原万田字浦田839番16地先まで
一般国道212号	阿蘇郡小国町大字宮原1814番1地先から 阿蘇市山田2090番703地先まで

に

一般国道325号	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立616番2地先から 阿蘇郡高森町大字高森2340番1地先まで
----------	---

を

一般国道325号	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立616番2地先から 阿蘇郡高森町大字高森2340番1地先まで
一般国道387号	阿蘇郡小国町大字西里2053番453地先から 阿蘇郡小国町大字宮原1814番1地先まで

に

に改め、同表主要地方道南関大牟田北線の項の次に次のように加える。

主要地方道 天瀬阿蘇線	阿蘇市山田2090番703地先から 阿蘇市西湯浦1454番3地先まで
----------------	---------------------------------------

別表1の3中

市道 竹迫第二テクノ線	合志市福原1番7地先から 菊池郡菊陽町大字原水字大人足4415番1地先まで
----------------	--

を

市道 竹迫第二テクノ線	合志市福原字三ツ迫1番7地先から 菊池郡菊陽町大字原水字大人足4415番1地先まで
市道 テクノ1号線	合志市福原字三ツ迫1番7地先から 菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4000番26地先まで

に

改め、町道本田技研北通線の項の次に次のように加える。

町道 本田技研南通線	菊池郡大津町大字平川4049番1地先から 菊池郡大津町大字平川1736番2地先まで
---------------	--

別表1の3町道南部工業団地1号線の項の次に次のように加える。

町道 本田技研325号線	菊池郡大津町大字杉水3694番1地先から 菊池郡大津町大字杉水3801番2地先まで
町道 入道水合志線	菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4000番35地先から 菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4000番31地先まで

別表1の3町道菊陽空港線の項の次に次のように加える。

「


町道 下大谷1号線	菊池郡菊陽町大字原水字村上4124番1地先から 菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4000番20地先まで
町道 下大谷2号線	菊池郡菊陽町大字原水字下大谷4055番2地先から 菊池郡菊陽町大字原水字大人足4455番1地先まで

」

別記様式第56号の次に次の12様式を加える。

別記様式第57号 (第45条関係)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	官 職 氏 名	54.0
<p>上記の者は、道路交通法第15条の5第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">熊本県公安委員会 </p>		
85.6		

(裏)

道 路 交 通 法 ( 抜 粋 )

第15条の5 略

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式58号（第46条関係）

第 号  
年 月 日

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができず（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第59号（第49条第1項関係）

第 号  
年 月 日

特定自動運行の許可等に関する意見聴取書（甲）

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、  
道路交通法 第75条の12第1項 第75条の16第1項 の規定による特定自動運行の 許可 変更 の申請があったの  
で、同法 第75条の13第2項 第75条の16第2項 の規定に基づき、別添の書類を添えて意見を聴取します。  
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

- 備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式60号（第49条第2項関係）

第 号  
年 月 日

特定自動運行の許可等に関する意見聴取書（乙）

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、  
 道路交通法 第75条の12第1項 の規定による特定自動運行の 許可 の申請があったの  
 第75条の16第1項 変更  
 で、道路交通法施行規則 第9条の22 の規定に基づき、別添  
 第9条の23第2項  
 の書類を添えて意見を聴取します。  
 意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第61号(第51条関係)

年 月 日			
熊本県公安委員会 様			
届出者の氏名又は名称及び住所			
許 可 証 返 納 届 出 書			
道路交通法施行規則第9条の38 第1項 第3項 の規定により届出をします。			
氏名又は名称			
住 所			
許 可 を し た 公安委員会の名称	熊本県公安委員会	許可証番号	第 号
返 納 事 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日		
返 納 の 事 由			

別記様式第62号 (第52条関係)

(表)

身分証明書		第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div>	<p>官 職</p> <p>氏 名</p>	54.0
<p>上記の者は、道路交通法第75条の25第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p>		
<p>年 月 日</p>	<p>熊本県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	
85.6		

(裏)

道路交通法 (抜粋)

第75条の25 略

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式63号（第53条関係）

第 号  
年 月 日

特定自動運行に関する照会書（協力依頼書）

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第75条の25第4項の規定に基づき、特定自動運行に関する規定の施行のため、下記のとおり照会します。

1 照会事由

2 照会内容

取扱者の氏名及び連絡先

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式64号（第54条関係）

第 年 月 日 号

特定自動運行に関する指示書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式65号（第55条関係）

第 号  
年 月 日

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し）のとおり、 を行うこと  
を予定しているところ、同法 第75条の26第2項 の規定に基づき、意見を聴取します。  
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。  
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第66号(第57条関係)

特 定 自 動 運 行 許 可 票

許 可 者	許 可 証 番 号	熊本県公安委員会 第 号
	特定自動運行実施者の 氏名又は名称 (法人にあってはその 代表者の氏名)	
特定自動運行の経路		
特定自動運行を行う日 及び時間帯		
特定自動運行を行うための 前提となる気象の状況		
特定自動運行を行うための 前提となる道路の構造並び に特定自動運行及び特定自 動運行が終了した場合に講 じられる措置が他の交通に 及ぼす影響の程度		
許 可 年 月 日		
許 可 者		熊本県公安委員会

別記様式第67号(第57条関係)

特 定 自 動 運 行 に 係 る 行 政 処 分 票

被 処 分 者	許 可 証 番 号	熊 本 県 公 安 委 員 会 第 号
	特 定 自 動 運 行 実 施 者 の 氏 名 又 は 名 称 ( 法 人 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名 )	
	特 定 自 動 運 行 の 経 路	
	特 定 自 動 運 行 を 行 う 日 及 び 時 間 帯	
	処 分 年 月 日	
	処 分 内 容	
	処 分 理 由	

注1) 処分内容欄には、許可の取消し、許可効力停止の別を記載し、許可効力の場合には、併せて効力停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。



別記様式第68号(第57条関係)

特 定 自 動 運 行 許 可 証 返 納 票

許 可 失 効 者	許 可 証 番 号	熊本県公安委員会 第 号
	特定自動運行実施者の 氏名又は名称 (法人にあってはその 代表者の氏名)	
	特定自動運行の経路	
	特定自動運行を行う日 及び時間帯	
	許 可 失 効 年 月 日	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県公安委員会規則第4号

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部を改正する規則  
確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則(平成17年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第14号、別記様式第17号及び別記様式第22号中「第119条の2の2」を「第119条の2の4」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第2号

本庁各課  
各地方機関

熊本県教育事務所処務規程及び熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県教育長 白石 伸一

熊本県教育事務所処務規程及び熊本県立図書館処務規程の一部を改正する訓令  
(熊本県教育事務所処務規程の一部改正)

第1条 熊本県教育事務所処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第10号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県立図書館処務規程の一部改正)  
第2条 熊本県立図書館処務規程(昭和38年熊本県教育委員会訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第1号

本庁各課  
各地方機関

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

熊本県教育長 白石 伸一

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育庁本庁処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育政策課の項中「総務班」を「総務・法制班」に、「政策班」を「人事組織班」に、「法務経理班」を「政策班」に改め、同表教育総務局の部学校人事課の項中「学

校改革・総務班」を「総務班」に、「



」を 



」に

改め、同表市町村教育局の部義務教育課の項中「



」を

」に改める。

別表第3の1の表課長専決事項の欄第22項中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

別表第4教育政策課の款第24項中「関すること」の次に「(施設に係るものに限る。)」を加え、同表教育総務局の部学校人事課の款第1項課長専決事項の欄第7号を削り、同欄中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項担当課長補佐(主幹・参事)専決事項の欄に次の1号を加える。

2 学校職員の履歴事項等の証明及び照会に関すること。

別表第4教育総務局の部学校人事課の款第2項中「学校職員の研修」の次に「(研修計画を含む。)」を加え、同項課長専決事項の欄に次の1号を加える。  
 2 学校教育に関する研修の計画に関すること。  
 別表第4教育総務局の部学校人事課の款第5項課長専決事項の欄第2号及び同款第14項を削り、同款中第15項を第14項とし、第16項から第18項までを1項ずつ繰り上げ、同款に次のように加える。

18 県立教育センターに関すること(他課の所管に属するものを除く。)					
------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第4県立学校教育局の部体育保健課の款第7項教育長専決事項の欄第2号中「開催及び」を削り、同表市町村教育局の部義務教育課の款第6項中「英語教育推進室」を「英語・日本語教育推進室」に改める。

附 則  
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第8号**

本 庁 各 課  
 各 地 方 機 関  
 県 立 学 校

熊本県教育庁教育情報化推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和5年3月31日

熊本県教育長 白石 伸 一

熊本県教育庁教育情報化推進室設置規程の一部を改正する訓令  
 熊本県教育庁教育情報化推進室設置規程(令和2年熊本県教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。  
 (5) 働き方改革に関すること。

附 則  
 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程をここに公布する。

令和5年(2023年)3月31日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江 口 幸 男

**天草不知火海区漁業調整委員会告示第1号**

天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」という。)に基づき、天草不知火海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等)

第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。

2 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)

第3条 委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第78条第1項第1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等)

第4条 条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

(1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第1項に規定する麻薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員

(2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたもの

(開示決定等に係る通知書)

第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨

- の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記第4号様式）
- (3) の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記第5号様式）
- （開示決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第6条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記第6号様式）により行うものとする。
- （開示決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第7条 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記第7号様式）により行うものとする。
- （開示請求に係る事案の移送）
- 第8条 委員会等は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報開示請求事案移送書（別記第8号様式）を交付するものとする。
- 2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記第9号様式）により行うものとする。
- （第三者に対する意見書提出の機会との付与等）
- 第9条 別記第10号様式により行うものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書（別記第11号様式）により行うものとする。
- 3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとする。
- 4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。
- （開示の実施方法等）
- 第10条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、委員会が現に保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。
- (1) 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの）の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第1号イにおいて同じ。）に複写したものの交付
- 2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、委員会が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。
- (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として委員会が定める方法
- 3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第14号様式）により行わなければならない。
- （写しの交付等に要する費用等）
- 第11条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

	区分	金額
文書又は図画 電磁的 記録	複写機により用紙に複写したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
	用紙へ出力したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	用紙へ出力したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX628	光ディスク1枚につき

1に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの	80円
光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの	光ディスク1枚につき100円
その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として委員会が定める方法	当該開示の方法に要する実費の範囲内で委員会が定める額

備考

- 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。  
(訂正請求書等)
- 第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第15号様式によるものとする。
- 2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。  
(訂正決定等に係る通知書)
- 第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。  
(1) 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定保有個人情報訂正決定通知書(別記第16号様式)  
(2) 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書(別記第17号様式)  
(訂正決定等の期限の延長に係る通知書)
- 第14条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第18号様式)により行うものとする。  
(訂正決定等の期限の特例に係る通知書)
- 第15条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記第19号様式)により行うものとする。  
(訂正請求に係る事案の移送)
- 第16条 委員会、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記第20号様式)を交付するものとする。
- 2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第21号様式)により行うものとする。  
(保有個人情報の提供先への訂正実施通知書)
- 第17条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書(別記第22号様式)によるものとする。  
(利用停止請求書等)
- 第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。
- 2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。  
(利用停止決定等に係る通知書)
- 第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。  
(1) 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定保有個人情報利用停止決定通知書(別記第24号様式)  
(2) 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書(別記第25号様式)  
(利用停止決定等の期限の延長に係る通知書)
- 第20条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記第26号様式)により行うものとする。  
(利用停止決定等の期限の特例に係る通知書)
- 第21条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記第27号様式)により行うものとする。  
(熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書)
- 第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書(別記第28号様式)により行うものとする。  
(第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書)
- 第23条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、法第107条第1項第1号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第29号様式)、法第107条第1項第2号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

(別記第30号様式)により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 天草不知火海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号）は、廃止する。

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Empty box for item 1]

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

事務所における開示の実施を希望する。  
 <実施の方法>  閲覧等  
 写しの交付等 (  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

写しの送付を希望する。 (  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類  
 運転免許証  健康保険被保険者証  
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)  
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  
 その他( )  
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)  
 (ア) 本人の状況  未成年者( 年 月 日生)  成年被後見人  
 任意代理人委任者  
 (ふりがな)  
 (イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_  
 (ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他( )

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  
 請求資格確認書類  委任状  その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は天草不知火海区漁業調整委員会会長の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 本人確認書類等

### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。



別記第2号様式(第2条、第13条、第19条関係)

補正通知書

年 第 号  
月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

保有個人情報開示請求書  
年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、  
保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、 年 月 日までに補正してください。

記

補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第3号様式 (第5条関係)

保有個人情報開示決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日  
天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：  
 (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
 ・期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)  
 ・時間：  
 ・場所：  
 (3) 写しの交付等に要する費用： 円  
 (内訳：  
 (4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来ら

れる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

別記第4号様式(第5条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印  
記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)  
  
(根拠規定)  
  
(理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for purpose of disclosure]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：  
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
・期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)  
・時間：  
・場所：  
(3) 写しの交付等に要する費用： 円  
(内訳： )  
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

(注)

**1 「開示の実施の方法等」**

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

**2 開示の実施について**

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

別記第5号様式（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	(根拠規定)  (理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第6号様式 (第6条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第7号様式(第7条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」といいます。)第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をす る期限	( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



別記第8号様式(第8条関係)

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備 考	

<本件連絡先>  
 担当課等名:  
 (担当者名) (内線: )  
 電 話:  
 e-mail:

別記第9号様式(第8条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当課等名:  所在地:  電話番号:
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第10号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第11号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第12号様式(第9条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(注)

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

## 2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

別記第13号様式 (第9条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

あなた(貴団体)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 天草不知火海区漁業調整委員会 指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第14号様式(第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書(保有個人情報部分開示決定通知書)の番号等  
文書番号:  
日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧等	① 全部 ② 一部
	(2) 写しの交付等	① 全部 ② 一部

3 写しの交付等に要する費用

種別	金額
<input type="checkbox"/> 用紙( 枚) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他( )	円

※ 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とします。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

5 「写しの送付」の希望の有無 ( 有 : 同封する郵便切手等の額 円 )  
無 )

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



別記第15号様式(第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

## 4 「訂正請求の趣旨及び理由」

### (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

### (2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

### (3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

別記第16号様式(第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第17号様式(第13条関係)

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第18号様式(第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第19号様式(第15条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第20号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訂正請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備 考	

<本件連絡先>  
 担当課等名:  
 (担当者名) (内線: )  
 電 話:  
 e-mail:

別記第21号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 第 号  
月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当課等名：  所在地：  電話番号：
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：



別記第22号様式(第17条関係)

提供している保有個人情報の訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>  
担当課等名:  
(担当者名) (内線: )  
電 話:  
e-mail:

別記第23号様式 (第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ )

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( _____ )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

## 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

### (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

### (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

### (3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。  
代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

別記第24号様式(第19条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

年 月 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第25号様式(第19条関係)

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日 天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第26号様式(第20条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第27号様式(第21条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



別記第28号様式(第22条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

別記第29号様式(第23条関係)

法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで審査請求のありました開示決定に係る保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 天草不知火海区漁業調整委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第30号様式(第23条関係)

法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

天草不知火海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 天草不知火海区漁業調整委員会 指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天草不知火海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(天草不知火海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

熊本県教育委員会訓令第9号

本庁各課  
各地方機関  
県立学校

熊本県教育庁英語教育推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年3月31日

熊本県教育長 白石 伸 一

熊本県教育庁英語教育推進室設置規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育庁英語教育推進室設置規程（令和2年熊本県教育委員会訓令第10号）の一  
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
熊本県教育庁英語・日本語教育推進室設置規程  
第1条中「英語教育推進室」を「英語・日本語教育推進室」に改める。  
第2条第1号中「県立学校の英語教育推進」を「県立学校における英語教育及び日本語  
教育（日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号。以下「法」という。）第  
2条第2項に規定する日本語教育をいう。）の推進」に改め、同条に次の1号を加える。  
(4) 外国人等（法第2条第1項に規定する外国人等をいう。）の児童及び生徒への日  
本語指導に関すること。

- 本 附 則
- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
  - 2 熊本県教育庁兼職命令規程（平成31年熊本県教育委員会訓令第8号）の一部を次の  
ように改正する。  
第4条の表中「市町村教育局義務教育課英語教育推進室」を「市町村教育局義務教育  
課英語・日本語教育推進室」に改める。

熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程をここに  
公布する。

令和5年（2023）3月31日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋 本 孝

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号

熊本県有明海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程  
（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法  
と  
いう。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「  
令  
第44号。以下「条例」という。）に基づき、熊本県有明海区漁業調整委員会（以下「  
委  
員会」という。）の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるもの  
と  
する。  
（開示請求書等）

第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。  
2 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により  
行  
うものとする。

（未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取）  
第3条 委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第78  
条  
第1項第1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を  
聴  
くものとする。

（条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等）  
第4条 条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第1項に規定する  
麻  
薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第128条第1項に規定する漁業監督官及  
び  
漁業監督吏員であつて、同条第5項の規定により指名されたもの

（開示決定等に係る通知書）  
第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に  
掲  
げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨  
の  
決定 保有個人情報開示決定通知書（別記第3号様式）
- (2) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨  
の  
決定 保有個人情報部分開示決定通知書（別記第4号様式）
- (3) 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない  
旨  
の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記第5号様式）

（開示決定等の期限の延長に係る通知書）  
第6条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通  
知  
書（別記第6号様式）により行うものとする。

- (開示決定等の期限の特例に係る通知書)
- 第7条 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記第7号様式)により行うものとする。
- (開示請求に係る事案の移送)
- 第8条 委員会は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報開示請求事案移送書(別記第8号様式)を交付するものとする。
- 2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第9号様式)により行うものとする。
- (第三者に対する意見書提出の機会との付与等)
- 第9条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。
- 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第11号様式)により行うものとする。
- 3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとする。
- 4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。
- (開示の実施方法等)
- 第10条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会が現に保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。
- (1) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの)の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写し、当該文書の交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に複製したものの交付
- 2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、委員会が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。
- (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として委員会が定める方法
- 3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記第14号様式)により行わなければならない。
- (写しの交付等に要する費用等)
- 第11条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

	区分	金額
文書又は図画 電磁的 記録	複写機により用紙に複写したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの(カラー)	用紙1枚につき30円
	用紙へ出力したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	用紙へ出力したもの(カラー)	用紙1枚につき30円
	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に複製したもの	光ディスク1枚につき80円
	光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に複製したもの	光ディスク1枚につき100円

<p>その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として委員会が定める方法</p>	<p>当該開示の方法に要する実費の範囲内で委員会が定める額</p>
---	-----------------------------------

備考

- 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。  
(訂正請求書等)
  - 第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第15号様式によるものとする。
  - 2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。  
(訂正決定等に係る通知書)
  - 第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。  
(1) 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記第16号様式)  
(2) 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書(別記第17号様式)  
(訂正決定等の期限の延長に係る通知書)
  - 第14条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第18号様式)により行うものとする。  
(訂正決定等の期限の特例に係る通知書)
  - 第15条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記第19号様式)により行うものとする。  
(訂正請求に係る事案の移送)
  - 第16条 委員会は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記第20号様式)を交付するものとする。
  - 2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第21号様式)により行うものとする。  
(保有個人情報の提供先への訂正実施通知書)
  - 第17条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書(別記第22号様式)によるものとする。  
(利用停止請求書等)
  - 第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。
  - 2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。  
(利用停止決定等に係る通知書)
  - 第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。  
(1) 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記第24号様式)  
(2) 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書(別記第25号様式)  
(利用停止決定等の期限の延長に係る通知書)
  - 第20条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記第26号様式)により行うものとする。  
(利用停止決定等の期限の特例に係る通知書)
  - 第21条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記第27号様式)により行うものとする。  
(熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書)
  - 第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書(別記第28号様式)により行うものとする。  
(第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書)
  - 第23条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、法第107条第1項第1号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第29号様式)、法第107条第1項第2号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第30号様式)により行うものとする。
- 附 則
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
  - 2 熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年熊本県有明海区漁業調整委員会告示第3号)は、廃止する。

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧等 _____ <input type="checkbox"/> 写しの交付等 ( <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他( _____ ) )
<input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。 ( <input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他( _____ ) )

備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( _____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( _____ )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( _____ )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は委員会熊本県有明海区漁業調整委員会会長の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 本人確認書類等

### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。

### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。



別記第2号様式(第2条、第13条、第19条関係)

補正通知書

年 第 月 号 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

保有個人情報開示請求書

年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、

保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、 年 月 日までに補正してください。

記

補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備 考	

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第3号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日  
熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：  
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）  
・時間：  
・場所：  
(3) 写しの交付等に要する費用： 円  
(内訳： )  
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来ら

れる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

別記第4号様式 (第5条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印  
記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)  
  
(根拠規定)  
  
(理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for disclosure purpose]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：  
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
・期間： 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)  
・時間：  
・場所：  
(3) 写しの交付等に要する費用： 円  
(内訳：  
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

(注)

**1 「開示の実施の方法等」**

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

**2 開示の実施について**

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

別記第5号様式(第5条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	(根拠規定)  (理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第6号様式(第6条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号)第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第7号様式（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」といいます。）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：



別記第8号様式(第8条関係)

保有個人情報開示請求事案移送書

年 第 号  
月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
(担当者名) (内線: )  
電 話:  
e-mail:

別記第9号様式 (第8条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当課等名：  所在地：  電話番号：
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

別記第10号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第11号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

年 第 月 号  
日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第12号様式 (第9条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(注)

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

## 2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

別記第13号様式 (第9条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

あなた(貴団体)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県有明海区漁業調整委員会 指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第14号様式(第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 市 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書(保有個人情報部分開示決定通知書)の番号等  
文書番号：  
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧等	① 全部 ② 一部
	(2) 写しの交付等	① 全部 ② 一部

3 写しの交付等に要する費用

種別	金額
<input type="checkbox"/> 用紙 ( 枚) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他 ( )	円

※ 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とします。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 5 「写しの送付」の希望の有無 ( 有 : 同封する郵便切手等の額 円 )  
無 )

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：



別記第15号様式(第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ Tel ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

## 4 「訂正請求の趣旨及び理由」

### (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

### (2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。

### (3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。

別記第16号様式（第13条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第17号様式(第13条関係)

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第18号様式(第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第19号様式(第15条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 第 号  
月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第20号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訂正請求書</li> <li>・移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備 考	

<本件連絡先>  
 担当課等名:  
 (担当者名) (内線: )  
 電 話:  
 e-mail:

別記第21号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当課等名：  所在地：  電話番号：
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：



別記第22号様式(第17条関係)

提供している保有個人情報の訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>  
担当課等名:  
(担当者名) (内線: )  
電 話:  
e-mail:

別記第23号様式 (第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ 市 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(注)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

## 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

### (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

### (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。  
代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。

別記第24号様式(第19条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:  
電 話:

別記第25号様式(第19条関係)

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第26号様式(第20条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第27号様式(第21条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



別記第28号様式(第22条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

別記第29号様式(第23条関係)

法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで審査請求のありました開示決定に係る保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第30号様式(第23条関係)

法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県有明海区漁業調整委員会 指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県有明海区漁業調整委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程をここに公布する。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江藤俊男

熊本県内水面漁場管理委員会告示第1号

熊本県内水面漁場管理委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)、及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」という。)に基づき、熊本県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)の保有する保有個人情報の開示等に関する必要事項を定めるものとする。

(開示請求書等)

第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。  
2 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(未成年者は、法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)  
第3条 委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第78条第1項第1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等)

第4条 条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。  
(1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第1項に規定する麻薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員  
(2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であつて、同条第5項の規定により指名されたもの

(開示決定等に係る通知書)

第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。  
(1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記第3号様式)  
(2) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(別記第4号様式)  
(3) 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(別記第5号様式)

(開示決定等期限の延長に係る通知書)

第6条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(開示決定等の特例に係る通知書)

第7条 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送)

第8条 委員会は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報開示請求事案移送書(別記第8号様式)を交付するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第11号様式)により行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(開示の実施方法等)

第10条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、委員会が現に保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

(1) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの)の閲覧

(2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複

- 写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したもの（A列2番の用紙に複写したもの）の交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
- (4) 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第1号において同じ。）に複写したものの交付
- 2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、委員会が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。
- (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
- イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として委員会が定める方法
- 3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第14号様式）により行わなければならない。
- （写しの交付等に要する費用等）
- 第11条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

	区分	金額
文書又は図画 電磁的 記録	複写機により用紙に複写したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
	用紙へ出力したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	用紙へ出力したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき80円
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき100円
	その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として委員会が定める方法	当該開示の方法に要する実費の範囲内で委員会が定める額

備考

- 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。
- (訂正請求書等)
- 第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第15号様式によるものとする。
- 2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。
- (訂正決定等に係る通知書)
- 第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記第16様式）
- (2) 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報訂正しない旨の決定通知書（別記第17号様式）
- (訂正決定等の期限の延長に係る通知書)
- 第14条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記第18号様式）により行うものとする。
- (訂正決定等の期限の特例に係る通知書)
- 第15条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記第19号様式）により行うものとする。
- (訂正請求に係る事案の移送)
- 第16条 委員会は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする

- 他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記第20号様式）を交付するものとする。
- 2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第21号様式）により行うものとする。  
（保有個人情報の提供先への訂正実施通知書）
- 第17条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書（別記第22号様式）によるものとする。  
（利用停止請求書等）
- 第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。
- 2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。  
（利用停止決定等に係る通知書）
- 第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を  
する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記第24号様式）
- (2) 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を  
しない旨の決定 保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書（別記第25号様式）  
（利用停止決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第20条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第26号様式）により行うものとする。  
（利用停止決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第21条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第27号様式）により行うものとする。  
（熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書）
- 第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（別記第28号様式）により行うものとする。  
（第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書）
- 第23条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、法第107条第1項第1号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書（別記第29号様式）、法第107条第1項第2号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書（別記第30号様式）により行うものとする。
- 附 則
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年熊本県内水面漁場管理委員会告示第3号）は、廃止する。

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

事務所における開示の実施を希望する。  
<実施の方法>  閲覧等  
 写しの交付等 (  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

写しの送付を希望する。(  用紙  CD-R  DVD-R  その他( ) )

備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。		
ウ 本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)		
(ア) 本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者		
(イ) 本人の氏名	(ふりがな) _____		
(ウ) 本人の住所又は居所	_____		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )		

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

## 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は委員会の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

## 4 本人確認書類等

### (1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。



別記第2号様式(第2条、第13条、第19条関係)

補正通知書

年 第 月 号 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

保有個人情報開示請求書

年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、  
保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、 年 月 日までに補正してください。

記

補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第3号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日  
熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：  
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）  
・時間：  
・場所：  
(3) 写しの交付等に要する費用： 円  
(内訳： )  
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来ら

れる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

別記第4号様式（第5条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印  
記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)  
  
(根拠規定)  
  
(理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for disclosure purpose]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：  
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）  
・時間：  
・場所：  
(3) 写しの交付等に要する費用： 円  
(内訳： )  
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

(注)

**1 「開示の実施の方法等」**

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

**2 開示の実施について**

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

別記第5号様式 (第5条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	(根拠規定)  (理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第6号様式(第6条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号)第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第7号様式（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」といいます。）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：



別記第8号様式（第8条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備 考	

<本件連絡先>  
 担当課等名：  
 （担当者名）（内線： ）  
 電 話：  
 e-mail：

別記第9号様式(第8条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当課等名：  所在地：  電話番号：
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

別記第10号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第11号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第12号様式(第9条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

(ふりがな)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。  (1) 支障(不利益)がある部分  (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(注)

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

## 2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

別記第13号様式（第9条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

あなた（貴団体）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県内水面漁場管理委員会指 令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

別記第14号様式 (第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書(保有個人情報部分開示決定通知書)の番号等  
文書番号:  
日付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧等	① 全部 ② 一部
	(2) 写しの交付等	① 全部 ② 一部

3 写しの交付等に要する費用

種別	金額
<input type="checkbox"/> 用紙( 枚) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他( )	円

※ 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とします。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

5 「写しの送付」の希望の有無 ( 有 : 同封する郵便切手等の額 円 )  
無 )

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



別記第15号様式(第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

## 4 「訂正請求の趣旨及び理由」

### (1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

### (2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

### (3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

別記第16号様式(第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第17号様式(第13条関係)

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第18号様式(第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第19号様式(第15条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第20号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訂正請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備 考	

<本件連絡先>  
 担当課等名:  
 (担当者名) (内線: )  
 電 話:  
 e-mail:

別記第21号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当課等名：  所在地：  電話番号：
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：



別記第22号様式(第17条関係)

提供している保有個人情報の訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

<本件連絡先>  
担当課等名:  
(担当者名) (内線: )  
電 話:  
e-mail:

別記第23号様式(第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

## 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

## 3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

## 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

### (1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

### (2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

## 5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならないこととなっています。

## 6 本人確認書類等

### (1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

### (2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

### (3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。  
代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

別記第24号様式(第19条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第25号様式(第19条関係)

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報  
情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、  
利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第26号様式(第20条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第27号様式(第21条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:



別記第28号様式（第22条関係）

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

別記第29号様式(第23条関係)

法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで審査請求のありました開示決定に係る保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県内水面漁場管理委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名:  
電 話:

別記第30号様式（第23条関係）

法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県内水面漁場管理委員会会長 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました保有個人情報について、下記のとおりその（全部・一部）を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県内水面漁場管理委員会指 令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県内水面漁場管理委員会会長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県内水面漁場管理委員会会長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>  
担当課等名：  
電 話：

**熊本県病院局管理規程第3号**

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年(2023年)3月31日

熊本県病院事業管理者 渡 辺 克 淑

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局職員の給与に関する規程(平成20年3月31日病院局管理規程第5号)  
の一部を次のように改正する。

別表第2、才技能労務職員調整基本額表中

職員の区分	号給	調整基本額
再任用職員以外の職員	1	5,934円
	2	5,979円
	3~32	6,017円
	33~48	7,421円
	49~76	8,524円
	77~124	8,725円
	125~185	9,627円
再任用職員		8,524円

を「

職員の区分	職務の級	調整基本額
定年前再任用短時間勤務 職員以外の職員	1級	6,017円
	2級	7,421円
	3級	8,524円
	4級	8,725円
	5級	9,627円

に改める。

別表第2、才備考を削る。

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項、第2項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第2項により採用された職員に係る給料の調整額については、なお従前の例による。

**熊本県病院局管理規程第4号**

熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年(2023年)3月31日

熊本県病院事業管理者 渡 辺 克 淑

熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局職員の職の設置に関する規程(平成20年3月31日病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項により採用された職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

**熊本県病院局管理規程第5号**

熊本県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年(2023年)3月31日

熊本県病院事業管理者 渡 辺 克 淑

熊本県病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局職員被服貸与規程(平成20年3月31日病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項により採用された職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に貸与されている貸与品については、この規程の定めるところにより貸与されたものとみなす。この場合における貸与期間の計算は、当該貸与品を貸与した日から起算するものとする。

#### 熊本県病院局管理規程第6号

熊本県病院事業管理者の保有する保有個人情報の開示等に関する規程をここに公布する。  
令和5年（2023年）3月31日

熊本県病院事業管理者 渡 辺 克 淑

熊本県病院事業管理者の保有する保有個人情報の開示等に関する規程  
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）に基づく熊本県病院事業管理者が保有する保有個人情報の開示等については、知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則（令和5年熊本県規則第6号）の規定の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則第1条から第17条の規定中「知事」とあるのは「病院事業管理者」と、同規則に定める様式中「熊本県知事」とあるのは「熊本県病院事業管理者」と読み替えるものとする。
- 3 熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成20年病院局管理規程第16号）は、廃止する。

#### 熊本県病院局管理規程第7号

熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年（2023年）3月31日

熊本県病院事業管理者 渡 辺 克 淑

熊本県病院局行政文書管理規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局行政文書管理規程（平成24年熊本県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第54条第1項第5号中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第14条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条」に、「第23条」を「第90条」に、「同条例第19条第1項若しくは第2項」を「同法第82条第1項若しくは第2項」に、「第25条第1項」を「第93条第1項若しくは第2項」に改める。  
別表33の項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 熊本県病院局管理規程第8号

熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和5年（2023年）3月31日

熊本県病院事業管理者 渡 辺 克 淑

熊本県病院局組織規程の一部を改正する規程  
熊本県病院局組織規程（平成20年熊本県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第19条の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による個人情報」に、「熊本県個人情報保護条例第25条の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条の規定による個人情報」に、「熊本県個人情報保護条例第25条の7の規定による個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定による個人情報」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 熊本県病院局管理規程第9号

熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年(2023年)3月31日

熊本県病院事業管理者 渡 辺 克 淑

熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を廃止する  
規程

熊本県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成20年熊本県病院  
局管理規程第16号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**正 誤**

令和5年(2023年)3月3日熊本県公安委員会規則第1号(熊本県公安委員会個人  
情報の保護に関する法律施行規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
13	30	決定の日の翌日	決定の日